

2019年7月17日  
全国港湾 19 発第 5 号

四役・中央執行委員  
各 単組委員長 殿  
地区港湾議長(委員長)



### 公文第 3 号(2019.7.4 付)に基づく放射線量検査体制の維持に係る取り組みの再指示

標記公文 3 号において、日港協が「放射能検査の実施の要否を含め、貨物の放射能汚染対策につきましては、各会員店社においてご判断頂きたく、この旨連絡します」との文書を 2019 年 7 月 1 日付で発信したことに対し、港湾労働者の健康を守るための検査体制維持の取り組み指示を行いました。

これは、7 月 4 日に緊急常任中執を開催して、指示したのですが、事態の重要性に鑑み 7 月 16~17 日に開催した第 15 回中央執行委員会として、あらためて協議し、取り組みを再確認しました。

については、各単組・地区港湾に対し、次の取り組みを行うよう指示する。

#### 記

1. 各地区港湾は、公文第 3 号に基づき、検査体制維持の取り組みを推進すること。
2. 中央執行委員会では、すでに取り組みを行ったところでは、「現行の検査体制の維持を再確認した」との地区港湾からの報告が集約されました。このことに鑑み、これから取り組む地区港湾においても、同様に、港湾労働者の健康を守るための取り組みとして、現行の検査体制維持で対応できるよう取り組むこと。
3. 各単組は、地区港湾の取り組みが成功裏に行われるよう縦指示に取り組むこと。

以 上